

2026年度 町田市立堺中学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2026年1月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

いじめは人として絶対に許されない人権侵害である。いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得るものであるとの認識に立つことが重要である。

いじめは生徒の心を深く傷つけ人格形成に悪影響を与える。したがって、いじめの早期発見と未然防止、起きた時の迅速で適切な対応は教師にとって重大な使命である。

いじめ問題を解決するためには、常に「いじめがあるかもしれない」、「いじめに発展するかもしれない」という視点に立って、感性を研ぎ澄ませながら生徒一人一人と関わっていくことが大切である。

いじめは、いじめをする生徒といじめられる生徒の対立構造のように見えることがある。しかし、いじめには、これらを取り巻く「観衆」や「傍観者」という子どもの集団が存在する。そのため、全体として四層構造から成っている。いじめは、被害者対加害者という単純な構造として捉えるのではなく、集団全体やその背後にある親子関係や地域社会なども視野に入れる必要がある。

◆いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

◆いじめと判断するための要因

①同一集団への帰属

離脱することに大きな抵抗や困難があるような集団（クラス・部活動・グループ等）

②加害行為

加害側が意識しているかいないかに関わらず、身体的・精神的苦痛を与えている。

③被害の発生

身体的・心理的苦痛を感じ、しかも苦痛や不安が反復・増幅・継続される。

④力関係の差異

対等な関係でない生徒同士のトラブル。

◆小集団と大集団

①小集団

いじめられている生徒が小集団に属している。つまり、数人のグループである。いじめられている生徒は一人である。

小集団のいじめの場合、いじめられている生徒は自分の仲間からいじめられたことになり、その打撃は大きい。一見逃げられそうだが、集団が持つ閉塞性から逃げられないことがある。

②大集団

いじめている側が多数であり、学級の大半や学年、部活動内にも及び。大集団におけるいじめは、大勢の周囲にいる生徒を巻き込む。いじめられている生徒は、自分のいる場を失い、強い絶望感や無力感を感じる。

◆いじめの四層構造

- A いじめられている生徒（おもに一人）
- B いじめている生徒（複数が多い）
- C 観衆（多数）実際には手出しはしないが、見てはやし立てる生徒
- D 傍観者（多数）見て見ぬふりをしている生徒

☆Cの観客やDの傍観者の生徒がいじめを助長している。この立場の生徒もいじめに加担しているという自覚をもたせることが大切である。

Ⅱ 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

（1）人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを理解させる。また、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 道徳授業の充実

（2）心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、生徒の実態に応じて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ①メンタルヘルスリテラシーの実施
- ②道徳授業地区公開講座の充実
- ③「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

（3）体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者・社会・自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう、体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ①運動会
- ②校外学習（1・2年）
- ③宿泊学習（1年：スキー移動教室、3年：修学旅行）
- ④職場体験学習（2年）
- ⑤合唱コンクール
- ⑥保育実習
- ⑦小中学校交流行事「小学生部活動体験」
- ⑧生徒会活動「いじめ撲滅運動」

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 実態把握

- ①「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ②「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「4 いじめに『気付く』チェックリスト子どものサイン・変化を見付けましょう」
の活用
- ③学年会・生活指導部会での情報交換

(2) 教育相談

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「7 主な相談窓口・専門機関等」参照）
- ③スクールカウンセラーとの連携

(3) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ①年3回の校内研修（4月、11月、1月）の実施
- ②「学校いじめ対応チーム」の月一回以上の実施

3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

(1) いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

(2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」

「6 関係諸機関との連携」参照）

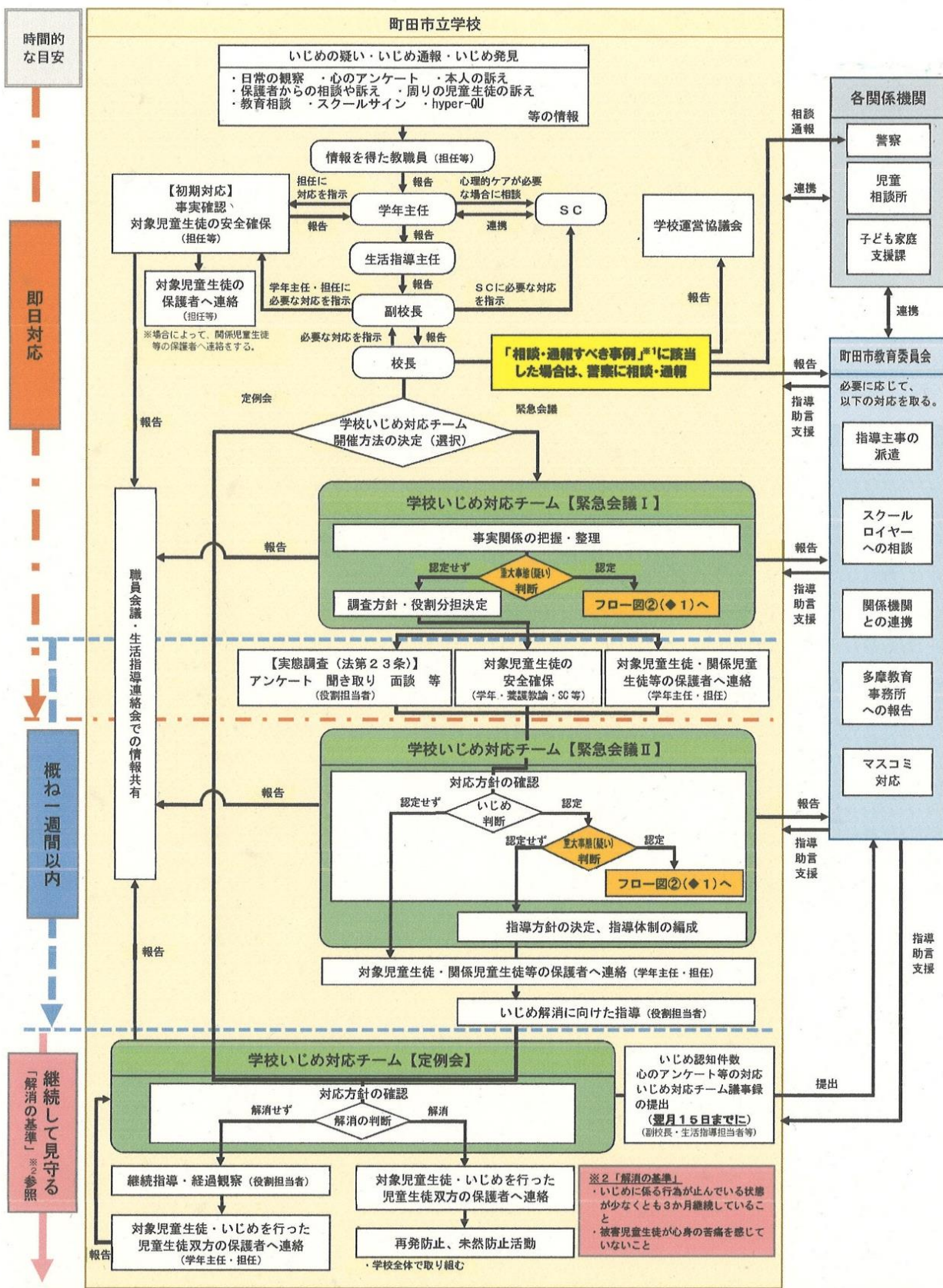
- ①いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ②スクールソーシャルワーカー（教育センター・指導課）
- ③まちだJUKU（教育センター）
- ④民生・児童委員
- ⑤町田警察署、南大沢警察署、子ども家庭支援センター、八王子児童相談所

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

フロー図① いじめ事案発生時の対応の流れ

町田市教育委員会指導課

2025年3月版



※1「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(通知) 文部科学省)

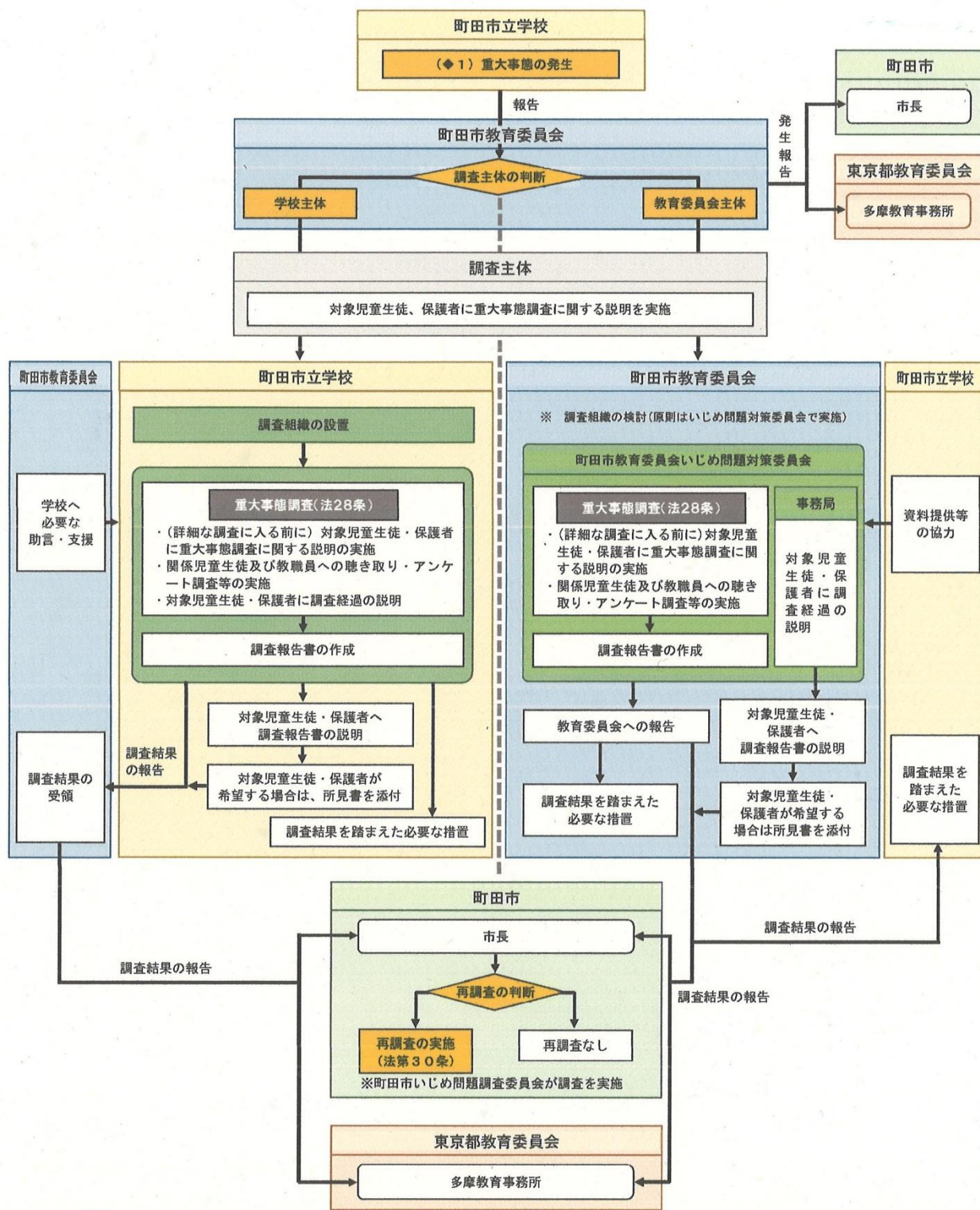
横行 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンや履物を脱がす。 自動開閉 同級生に対して「死ぬ」と言って脅し、その同級生が自殺を決定して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)

強奪 感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。 名誉棄損 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。

強制わいせつ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻を触る。 児童ポルノ提供等 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。

器物損壊等 自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。 児童ポルノ提供 元交際相手と別れた際に性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

強要 度脚試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 強要 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。



【重大事態とは】(法28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版 P.14)

○ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
<p>1 いじめの発見・認知</p> <p>2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」</p>	<p>○学級担任、教職員による観察</p> <p>○子ども・保護者の訴え</p> <p>○「心のアンケート」</p> <p>○教育相談</p> <p>○外部からの情報</p> <p>○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告</p>
<p>3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。</p>	<p>○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報</p> <p>○当該の子ども、関係者からの聞き取り</p> <p>□話しやすい人や場所等の配慮</p> <p>□複数の教職員で聞き取り</p> <p>□情報提供者の秘密を守る</p> <p>○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）</p>
<p>4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成</p>	<p>○学年会、生活指導部会等で情報共有。 （指導・援助方針の共通理解、役割分担）</p> <p>○他学年にまたがる場合には拡大学年会を行う。</p> <p>○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカー等との連携</p>
<p>5 子どもへの指導及び保護者との連携</p>	<p>○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。してほしいことを明らかにする。</p> <p>○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解しつつ、行為について毅然と指導する。</p> <p>○観衆・傍観者（周りの子ども）へ いじめを助長していることを理解させ、学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。</p>
<p>6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認</p>	<p>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。</p> <p>○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。</p> <p>○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。</p> <p>○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</p>

V 町田市立堺中学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	副校長
生活指導主任	主幹教諭
各学年主任	養護教諭
スクール・カウンセラー	

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

VI いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	特に配慮を必要とする生徒の情報を交換し、共通理解を図る。「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止や発見、対応の流れについての確認を行う。
11月	「ふれあい月間」にあたり、「学校いじめ防止基本方針」やその取り組みについての課題の確認を行う。また、重大事態の定義や対応について確認を行う。
1月	今年度のいじめ防止についての取り組みを振り返り、次年度に向けた見直しを進める。

VII いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6月	道徳	よりよい学校生活、集団生活の充実
	10月	特別活動	ネットリテラシーについて
	1月	道徳	生命の尊さ
2年	7月	道徳	よりよい学校生活、集団生活の充実
	10月	特別活動	ネットリテラシーについて
	2月	道徳	生命の尊さ
3年	5月	社会	個人を尊重する日本国憲法
	10月	特別活動	ネットリテラシーについて
	2月	道徳	思いやり、感謝